## 障害児通所支援・障害児入所施設 指定内容の変更に係る提出書類一覧

	添付ファイルの附番	01	02	03										04 05								
	提出書類	変更届出書(様式第2号)	(付表) 各サービスの指定に係る記載事項	覧表(参考様式1)従業者の勤務の体制及び勤務形態ー	式2) 従業者免許・資格等一覧表(参考様	管理者経歴書(参考様式3)	(参考様式3) 児童発達支援管理責任者経歴書	事業所の平面図(参考様式4)	設備・備品等一覧表(参考様式5)	る ※障害児入所施設に限式5―2) ※障害児入所施設に限設置設備及び面積等一覧表(参考様	考様式6 ) 決するために講ずる措置の概要(参 障害児又はその家族からの苦情を解	書項各号の規定に該当しない旨の誓約項番号の規定に該当しない旨の誓約	様式8)協力医療機関との契約の内容(参考	る理由等(参考様式10)主たる対象者を特定する場合におけ	(紙媒体で提出する際には写し可)人員基準・加算等に関する資格証等	実務経験証明書(参考様式3別紙)	組織体制図(任意様式)	平面図	運営規程	際には写し可)登記事項証明書(紙媒体で提出する	認書 建築基準法及び消防法等に関する確	備考
1	事業所(施設)の名称	0	0								0						0		0			
2	事業所(施設)の所在地(設置の場 所)	0	0					0	0	0								0	0		0	【事前に要相談】 所在地が土砂災害警戒区域外である ことをご確認ください。
3	申請者(設置者)の名称	0																	0	0		
4	主たる事務所(法人)の所在地	0																		0		
5	代表者の氏名、生年月日、住所又は職名	0										0								0		
6	登記事項証明書等(当該指定に係る 事業に関するものに限る。)	0																		0		
7	事業所(施設)の平面図又は設備の 概要	0						0	0	0								0			Δ	【季前に要相談】 建築基準法及び消防法等に関する誓 約書が必要になる場合があります。ま た必要に応じて、所在地が土砂災害警 戒区域外であることをご確認ください。
8	事業所(施設)の管理者の氏名、生 年月日、住所又は経歴	0	0	0	0	0					Δ	0					0		٥			
9	事業所(施設)の児童発達支援管理 責任者の氏名、生年月日、住所又は 経歴	0	0	0	0		0				Δ				Δ*	Δ*	0		Δ			*児発管の資格確認には、 <b>児童発達</b> 支援管理責任者研修修了版、相談支 提 <b>従事者初任者研修修了版、実務経</b> 験 <b>証明書</b> が必要です。
10	事業所の従業者の員数や勤務体制	0	0	0	0										Δ	Δ	0		Δ			各職種の要件を満たす証明書類(資格証の写し、実務経験証明書など)を必ず添付してください。
11	主たる対象者	0	0											Δ					0			主たる対象者を特定する場合は、参考 様式10も提出してください。
12	営業日及び営業時間	0	0																0			
13	事業所の定員	0	0	0				0									Δ	0	0			【事前に要相談】 変更内容を相談してください。 現實発達支援・故無後等デイサービ 名の定員増加については、事前に変 更申請が必要です。
14	その他の運営規程に係る事項	0	0								Δ								0			
15	協力医療機関の名称若しくは診療科 名又は当該協力医療機関との契約 の内容	0	0										0									
16	基本報酬・加算に係る事項																					「添付書類一覧表」により必要書類を 確認してください。
17	その他の事項の変更  ※「〇」は必須、「△」は・	0																				必要書類が不明な場合は、障害自立 支援課にお問い合わせください。

<sup>※「</sup>O」は必須、「A」はその変更内容により必要な場合に提出要。

- 〇 指定内容に変更があったときは、10日以内に変更届出書と必要な書類を提出してください。
- 基本報酬や加算に変更があるときは、「変更届出書」ではなく、「<u>障害児(通所・入所)給付費等算定に</u>

プ 基本報酬や加昇に変更があるとさば、「変更庙田書」ではなく、「障害児(選所・人所) 続刊賞等算定に 係る体制等に関する届出書」等を一式提出してください。 加算は、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、 算定を開始することができます。また、算定されなくなる状況が生じた場合は、その事実発生日から算定でき なくなりますので、速やかに届出を行ってください。 事業所の勤務で制等の変更に伴い加算も変更となる場合は、「変更届出書」と「体制等に関する届出書」を またが提出してください。

それぞれ提出してください。

○ 事業所を廃止又は休止する場合は、廃止又は休止の2ヶ月前までにご相談ください。